

論文2024

論文2024 本書の利用ガイド

本書は、令和6年の本試験で出題が予想されるテーマを精選した上、試験時間内に書き上げることができるよう答案例を簡潔にまとめた実践的な論文集です。

● 暗記用ダイジェスト編

- 法学論文・実務論文編の中から、試験に出やすい問題を更に厳選して、103問掲載しています。
- 答案の要点だけをまとめ、ダイジェスト化することで、更に暗記がしやすくなっています。

法学論文・実務論文編の問題
法学論文・実務論文編の中論文から、特に重要な問題をセレクトしました。

要点をダイジェスト化
答案の分量を約50%減量し、暗記しやすいようにしました。

穴埋め式
ドリルを解く感覚で取り組めます。同じ丸数字には同じワードが入ります。

公務執行妨害罪(2)

刑法
09
答案例 P220

出題率ランク
難易度
1位

問題

甲は、A交番に勤務しているB巡査が、制服姿で在所しているのを見かけた。甲は、かつてB巡査と居酒屋の客同士の関係で揉めたことがあります。その時の恨みを晴らしてやろうと決意し、正面からA交番に入り込んだ。在所中であったB巡査は、お茶を沸かすために給湯室で水をくんでいたところであったが、甲は給湯室まで押入り、B巡査を殴りつけた。
甲は、後日の取調べで、B巡査は休憩中であって、職務の執行中ではなかったのではないかと主張した。
この場合における甲の刑責について述べなさい。

☑ 暗記用ダイジェスト ▼▼▼

○ 公務執行妨害罪
公務員が(1)するに当たり、暴行・脅迫を加えた場合に成立する
○ (1)するに当たり
現に(1)中である場合だけでなく、それと(2)にあると認められる場合も含まれる(最判昭45.12.22)
判例は、一時に湯茶を飲むため又は用便のために、休憩室あるいは小便所に赴いても、執務の意思を放棄したものはいえず、公務の執行中に当たるとしている(太仮高判昭51.7.14)

2 事例の検討

以下の検討により甲に公務執行妨害罪が成立する

(1) (1)するに当たり
B巡査は、違法な在所勤務中であり、一時に給湯室にいたとしても、執務の意思を破棄し、在所勤務から離脱したとはいえない

(2) 暴行
甲は職務執行中のB巡査を殴りつけた

(3) 故意
甲は、暴行の相手方が公務員であるB巡査であること、B巡査が職務の執行に当たっていること、B巡査に対して暴行を加えていることを認識している

①②職務を執行 ③時間的・場所的に接着し、実質的に一体関係

よくできる問題ダイジェスト

● 法学論文・実務論文編

●法学&実務でたっぷり 237 問掲載しています。

●試験時間内で書けるよう、中論文は見開き 2 ページ、簡記は 1 ページに収めました。

厳選された問題

問題は、試験で出題される可能性の高いものを近年の傾向等から厳選しています。

重要語句を太字に

重要語句は太字になっているので、覚えるべき箇所が分かりやすくなっています。

刑法
09
刑法 (2)

公務執行妨害罪 (2)

出題キーワンク
詐欺
暴力
1位
暴力
1位

問題

甲は、A 交番に勤務している B 巡査が、制服姿で在所しているのを見かけた。甲は、かくて B 巡査と居浴室の密室での関係で揉めたことがあり、その時の恨みを晴らしてやろうと決意し、正面から A 交番に入り込んだ。在所中であつた B 巡査は、お茶をあかすために給湯室で水をくんでいたところであったが、甲は給湯室まで押し入り、B 巡査を殴り付けた。

甲は、後日の取調べで、B 巡査は休憩中であって、職務の執行中ではなかったのではないかと主張した。

この場合における甲の刑罰について述べなさい。



参考答案作成上のポイント

公務執行妨害罪の成立について、B 巡査が公務の執行中であつたといえるかを検討する。判例は、一般的に湯呑を飲むためは用便のために、休憩室あるいは小便所に赴いても、執務の意図を放棄したものとはいえない、公務の執行中に当たるとしている（大阪高判昭51.7.14）。

答案例：まずは項目立てから覚えよう！

1 結論

甲は、公務執行妨害罪の刑責を負う（刑法95条1項）。

2 公務執行妨害罪

(1) 意圖

公務員がその職務を执行するに当たり、暴行又は脅迫を加えた場合に成立する。

(2) 職務を执行するに当たり

ア 「職務」は、広く公務員が取り扱う事務の全てを含む。本罪により保護される公務員の職務は、過失なものでなければならない（東京高判昭33.7.28）。

イ 「执行するに当たり」には、現に職務を执行中である場合だけでなく、職

務の执行と時間的・場所的に接続し、実質的に一体関係にあると認められる職務行為も含まれる（最高判昭45.12.22）。

判例は、一時的に湯呑を飲むため又は用便のために、休憩室あるいは小便所においても、執務の意図を放棄したものとはいえない、公務の執行中に当たるとしている（大阪高判昭51.7.14）。

3 暴行・脅迫

本罪における暴行・脅迫は、広義の暴行・脅迫を意味する。

ア 暴行は、公務員に向かれたもの、職務执行を妨害するに足りる程度の有形力の行使であれば、身体に直接向かられたもの（直接接觸）だけでなく、補助者や物に加えられることにより間接的に公務員に影響を与える間接接觸も含まれる（最高判昭37.1.23）。

イ 脅迫は、人を畏怖させるに足りる害悪の告知を意味し、その手段・方法、告知される害悪の内容を問わない。

4 妨害結果の要否

本罪の成立には、暴行・脅迫を加える行為があれば足り、暴行・脅迫の結果として公務員の職務执行が現実に妨害されたこと必要ない（抽象的危險犯）（最高判昭33.9.30）。

5 故意

本罪の故意は、①相手方が公務員であること、②その公務員が職務の執行に当たっていること、③その公務員に対する暴行・脅迫を加えることを認識していないことである。公務の执行を妨害する意図や目的は必要ない（大判大6.1.20）。

3 事例の検討

① 職務を执行するに当たり

B 巡査は、在所勤務中であり、一時的に給湯室にいたとしても、執務の意図を破棄し、在所勤務から離脱したとはいえないから、職務の执行中であつたといえる。

② 暴行・脅迫

甲がB巡査を殴り付けた行為は、公務執行妨害罪の暴行に当たる。

③ 故意

甲は、暴行の相手方が公務員であるB巡査であること、B巡査が在所勤務中であること、B巡査に対する暴行を加えていることを認識しているから、公務執行妨害罪の故意に欠けることはない。

④ 結論

以上より、甲には、公務執行妨害罪が成立する。

「書くべきこと」を掲載

答案作成上のポイントでは、答案に書くべきポイントを掲載しました。これを一読すれば、何を書くべきかが分かります。

試験でそのまま書ける

試験時間内で書くことのできる実践的な答案例です。

法令略称一覧

か	警職法	警察官職務執行法
	刑訴規則	刑事訴訟規則
	刑訴法	刑事訴訟法
	拳銃規範	警察官等拳銃使用及び取扱い規範
	国際テロリスト財産凍結法	国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法
	国賠法	国家賠償法
	国公法	國家公務員法
さ	災対法	災害対策基本法
	私事性的画像被害防止法	私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律
	自動車運転死傷処罰法	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律
	銃刀法	銃砲刀剣類所持等取締法
	出資法	出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律
	ストーカー規制法	ストーカー行為等の規制等に関する法律
た	団体規制法	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律
	地公法	地方公務員法
	通信傍受法	犯罪捜査のための通信傍受に関する法律
	DV防止法	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律
	道交法	道路交通法
	取調べ監督規則	被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則
な	入管法	出入国管理及び難民認定法
は	犯搜規	犯罪捜査規範
	風営法	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律
	不正アクセス禁止法	不正アクセス行為の禁止等に関する法律
	暴力団対策法	暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
ま	酩酊者規制法	酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律

論文2024

目 次



階級別出題ランキングBEST3 013



暗記用ダイジェスト 045



法学論文・実務論文編 149

■ 階級別出題ランキング BEST3

巡査部長	014
警部補	024
警部	034

■ 暗記用ダイジェスト

憲法	046
行政法	052
刑法	060
刑事訴訟法	076
総務・警務	092
生活安全	099
地域	111
刑事	118
交通	133
警備	143
管理	148

□は簡記問題を表しています。

■ 法学論文・実務論文編

憲 法

149

01 防犯カメラと犯罪捜査	150
02 報道の自由と取材の自由	152
03 通信の秘密と犯罪捜査	154
04 被疑者の権利	156
05 逮捕における令状主義	158
06 住居の不可侵	160
07 自己に不利益な供述と自白の証拠能力	162
□ 08 基本人権と公共の福祉	164
□ 09 外国人の人権	165
□ 10 公務員の人権	166
□ 11 被告人の権利	167
□ 12 遷及処罰の禁止	168
□ 13 国会議員の不逮捕特権	169
□ 14 衆議院の解散	170
□ 15 憲法改正	171

行政法

173

01 管轄区域外における職権行使	174
02 職務質問	176
03 所持品検査	178
04 保護	180
05 避難等の措置	182
06 犯罪の予防・制止	184
07 立入り	186
08 武器の使用	188
09 地方公務員の服務上の義務	190
10 国家賠償責任	192
□ 11 都道府県公安委員会	194
□ 12 援助の要求	195
□ 13 苦情の申出	196
□ 14 自動車検問	197
□ 15 任意同行	198
□ 16 凶器搜査	199
□ 17 懲戒処分	200
□ 18 行政処分	201
□ 19 即時強制	202

刑 法

203

01 不作為犯	204
02 違法性阻却事由	206
03 原因において自由な行為	208
04 間接正犯と教唆犯の異同	210
05 中止犯	212
06 共犯の錯誤	214
07 共犯からの離脱	216
08 公務執行妨害罪(1)	218
09 公務執行妨害罪(2)	220
10 賄賂の罪	222
11 放火罪	224
12 虚偽公文書作成罪	226
13 同時傷害の特例	228
14 業務妨害罪	230
15 保護責任者遺棄罪	232
16 未成年拐取罪	234
17 窃盗罪と詐欺罪の区別	236
18 特殊詐欺の着手時期	238
19 強盗罪	240

20 恐喝罪	242
21 結果的加重犯	244
22 罪刑法定主義	245
23 身分犯	246
24 違法性阻却事由	247
25 過失	248
26 不能犯	249
27 承継的共同正犯	250
28 教唆犯と幫助犯	251
29 令和5年における逃走の罪の一部改正	252
30 犯人蔵匿等罪	253
31 特別公務員職権濫用罪	254
32 私文書偽造罪	255
33 性犯罪に係る令和5年の刑法改正	256
34 自殺関与罪・同意殺人罪	257
35 逮捕・監禁の罪	258
36 侮辱罪	259
37 不法領得の意思	260
38 事後強盗罪	261
39 横領罪と背任罪	262
40 公用文書等毀棄罪	263

刑事訴訟法

265

01 接見交通	266
02 自首	268
03 親告罪の告訴	270
04 検視のための立入り	272
05 逮捕状の緊急執行	274
06 準現行犯逮捕	276
07 逮捕の種別(1)	278
08 逮捕の種別(2)	280
09 引致後の措置	282
10 別件逮捕	284
11 再逮捕	286
12 令状による捜索・差押え(1)	288
13 令状による捜索・差押え(2)	290
14 令状による捜索・差押え(3)	292
15 令状によらない捜索・差押え(1)	294
16 令状によらない捜索・差押え(2)	296
17 別事件の証拠品発見時の措置	298
18 強制採尿	300
19 自白の証拠能力	302

20	共犯者の供述	304
□ 21	司法警察職員と検察官の関係	306
□ 22	被疑者国選弁護制度	307
□ 23	告訴不可分の原則	308
□ 24	任意捜査の原則	309
□ 25	軽微事件の逮捕	310
□ 26	通常逮捕と緊急逮捕の差異	311
□ 27	準現行犯逮捕	312
□ 28	現行犯逮捕	313
□ 29	逮捕するための被疑者の搜索	314
□ 30	逮捕の現場における搜索・差押え	315
□ 31	鑑定留置	316
□ 32	公訴時効	317
□ 33	違法収集証拠の証拠能力	318
□ 34	任意性のない自白	319
□ 35	合意制度	320

総務・警務 321

01	警戒の空白を生じさせないための組織運営	322
02	情報セキュリティ対策	324
03	ワークライフバランス	326
04	警察官の採用募集活動	328
05	ハラスメント対策	330
06	適切な警察相談への対応	332
07	リカバリー教養	334
08	若手警察官の早期育成	336
09	被疑者取調べ監督	338
10	犯罪被害者等支援	340
11	留置管理業務	342
□ 12	ピアサポート制度	344
□ 13	拳銃の適正使用	345
□ 14	苦情	346
□ 15	護送中の留意事項	347
□ 16	捜査費	348

生活安全 349

01	防犯活動の実施要領	350
02	持続可能な防犯ボランティア活動に向けた更なる支援の推進	352
03	サイバー犯罪の分類及び特性	354
04	サイバー重点施策	356
05	子供対象・暴力的性犯罪の出所者による再犯防止	358

06	児童虐待への対応	360
07	人身安全関連事案への対応上の留意事項	362
08	配偶者からの暴力への適切な対応	364
09	ストーカー規制法	366
10	行方不明事案の取扱い	368
11	保護	370
12	少年警察活動の基本と犯罪少年事件の捜査	372
13	少年警察活動における当面の重点事項	374
14	福祉犯	376
15	還付金詐欺対策	378
16	生活経済事犯対策	380
17	刃物の携帯違反	382
⑩ 18	痴漢事犯対策	384
⑩ 19	非常通報装置の設置者等に対する指導	385
⑩ 20	精神保健福祉法23条に基づく通報	386
⑩ 21	ぐ犯調査の積極的かつ適切な推進	387
⑩ 22	少年を犯罪に加担させないための広報啓発の強化	388
⑩ 23	私事性的画像記録	389
⑩ 24	非行なし事案の防止	390
⑩ 25	利殖勧誘事犯に係る相談における留意事項	391
⑩ 26	銃刀法におけるクロスボウの規制	392

地 域 393

01	受傷事故防止	394
02	交番・駐在所連絡協議会の運用	396
03	巡回連絡の効果的な推進方策	398
04	職務質問技能向上	400
05	職務質問妨害事案への適正な対応	402
06	緊急配備	404
07	急訴事案に対する初動措置	406
08	初動警察活動と通信指令の基本	408
09	110番映像通報システム	410
10	山岳遭難の防止	412
11	巡視の効果的な推進方策	414
⑩ 12	交番相談員	416
⑩ 13	緊急走行時の留意事項	417
⑩ 14	電話リレーサービス	418
⑩ 15	雑踏警備の実施要領	419
⑩ 16	微罪処分	420

刑 事

421

01 性的姿態撮影等処罰法の趣旨及び要点	422
02 適正捜査の推進	424
03 被害者連絡実施要領	426
04 捜査員のための被害者等対応要領	428
05 再被害防止要綱	430
06 取調べの一層の高度化・適正化	432
07 取調べの録音・録画	434
08 告訴・告発の取扱い	436
09 被害者の心情に配意した性犯罪捜査	438
10 組織的な侵入盗事件の検挙	440
11 手口捜査	442
12 証拠物件の適正な取扱い	444
13 特殊詐欺対策の推進	446
14 選挙違反取締り	448
15 暴力団対策の推進	450
16 大麻事犯対策	452
17 DNA型鑑定資料の採取等における留意事項	454
18 現場保存	456
□ 19 重要凶悪事件に係る的確な捜査	458
□ 20 捜査用カメラの適正な使用の徹底	459
□ 21 捜査資料の管理の徹底	460
□ 22 面割捜査	461
□ 23 匿名通報ダイヤル	462
□ 24 暴力団員の社会復帰対策	463
□ 25 構造的不正事件の端緒情報収集	464
□ 26 被疑者資料採取時における留意事項	465
□ 27 立証三原則	466

交 通

467

01 地域交通安全活動推進委員制度の運営	468
02 歩行者優先と正しい横断の徹底に向けた取組	470
03 交通安全教育の推進	472
04 特定小型原動機付自転車の通行方法	474
05 高齢者の交通事故抑止対策	476
06 大規模災害における交通規制	478
07 交通規制の概要と警察官等が行う交通規制	480
08 点数制度によらない行政処分	482
09 道路使用許可	484
10 特定小型原動機付自転車の運転者に係る交通違反に対する指導取締り	486
11 交通事故抑止に資する交通指導取締り	488

12	妨害運転等の悪質・危険な運転に対する厳正な対処	490
13	放置違反金制度	492
14	飲酒運転周辺者三罪	494
15	交通事故事件捜査	496
16	ひき逃げ事件捜査	498
② 17	高齢運転者対策	500
② 18	自転車運転者講習	501
② 19	安全運転管理者制度	502
② 20	運転免許の仮停止	503
② 21	交通反則通告制度	504
② 22	自転車利用者に対する指導取締り	505
② 23	交通街頭活動中の殉職・受傷事故防止	506

警 備

507

01	警備情報活動	508
02	日本共産党	510
03	極左暴力集団	512
04	サイバー攻撃対策	514
05	経済安全保障等に関する取組	516
06	国際テロ対策	518
07	警護	520
08	警衛	522
09	災害警備活動	524
10	各種災害発生時における現場映像の提供	526
② 11	不法滞在者等の取締り	528
② 12	右翼運動	529
② 13	オウム真理教	530
② 14	右派系市民グループ	531
② 15	大衆運動	532

管 理

533

01	非違事案防止方策	534
02	部下職員に対する身上把握・指導	536
03	職務倫理教養	538
04	働き方改革	540
05	パワー・ハラスメントの防止	542

試験によく出る

階級別出題ランキング Best3

論文試験出題テーマランキング上位Best3を、階級ごとに科目別にまとめました。最優先で学習するテーマの目安としていただければと思います。

なお、「管理」に関しては、本書では掲載問題数が少ないこと、KORON令和6年4月号付録「管理論文2024」で特集を組むことから、本書ではBest3の掲載を見送っております。

＼試験によく出るランキング／

憲 法



出題ランキング Best3

関連問題番号



第1位

被疑者の権利

憲法04



第2位

逮捕における令状主義

憲法05



3

第3位

住居の不可侵

憲法06

第1位 被疑者の権利ではココをチェック！

法定手続の保障、不当に逮捕されない権利等の、憲法に定められた被疑者の人権保障を正確に挙げられるようにしましょう。

第2位 逮捕における令状主義ではココをチェック！

逮捕における令状主義の考え方を論述できるようにしましょう。特に緊急逮捕の合憲性は頻出テーマです。

第3位 住居の不可侵ではココをチェック！

検視のための立入りや、警職法上の立入りと住居の不可侵の関係について論述させる問題が頻出です。

ベスト3以外ではココもチェック！

自白や、憲法改正についても注意しましょう。

暗記用 ダイジェスト

法学論文・実務論文編の問題の中で試験に頻出の問題をセレクトし、記憶喚起の助けになるよう答案の骨組み部分（重要部分）を穴埋め式のダイジェストにしました。まずはダイジェストを覚え、そこに内容を肉付けしていくと、効率よく勉強が進みます。

防犯カメラと犯罪捜査

問題

昨今の社会における防犯カメラ設置の浸透により、防犯カメラは警察が行う捜査活動のあらゆる場面で不可欠な存在となっている。

防犯カメラで撮影した映像を犯罪捜査に利用することの適否について、憲法上の論点を挙げて述べなさい。



暗記用ダイジェスト



1 肖像権の意義

- 公権力によってみだりに容貌等を撮影されない自由
- 憲法13条の（①_____）をもとに認められる、新しい人権

2 肖像権と犯罪捜査

- （②_____）もないのに、警察官が個人の容貌等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されない
- （③_____）のために必要がある場合には、肖像権も制限を受け、撮影を行うことが許される（最大判昭44.12.24）

3 防犯カメラと肖像権

(1) 犯人の同一性確認のための撮影の許否

捜査目的を達成するため、（④_____）な範囲で、（⑤_____）な方法によって行われたものであれば、撮影は許される（最決平20.4.15）

(2) 犯罪発生前からの継続的な撮影の許否

犯罪が発生する（⑥_____）、あらかじめ証拠保全を行う（④_____）性及び（⑦_____）性があり、撮影が社会通念に照らして（⑤_____）と認められる方法で行われるならば、撮影は許される（東京高判昭63.4.1）

4 防犯カメラ映像を犯罪捜査に利用することの適否

判例の事案、その判断基準を参考にしながら、画像の使用目的・方法を検討する

答 ①幸福追求権 ②正当な理由 ③公共の福祉 ④必要 ⑤相当 ⑥相当高度の蓋然性 ⑦緊急

法学論文・実務論文編

憲 法

01 防犯カメラと犯罪捜査	150
02 報道の自由と取材の自由	152
03 通信の秘密と犯罪捜査	154
04 被疑者の権利	156
05 逮捕における令状主義	158
06 住居の不可侵	160
07 自己に不利益な供述と 自白の証拠能力	162
08 基本人権と公共の福祉	164
09 外国人の人権	165
10 公務員の人権	166
11 被告人の権利	167
12 遷及処罰の禁止	168
13 国会議員の不逮捕特権	169
14 衆議院の解散	170
15 憲法改正	171

防犯カメラと犯罪捜査

問題

昨今の社会における防犯カメラ設置の浸透により、防犯カメラは警察が行う捜査活動のあらゆる場面で不可欠な存在となっている。

防犯カメラで撮影した映像を犯罪捜査に利用することの適否について、憲法上の論点を挙げて述べなさい。



答案作成上のポイント

防犯カメラを設置して撮影・録画することは肖像権との関係で問題となるが、本問ではさらに撮影した映像を捜査に使うことについて問われている。

▼そこで

①肖像権の意義と、②防犯カメラによる撮影・録画の適否について述べた上で、③映像を犯罪捜査に利用することの適否を検討する。

答案例：まずは項目立てから覚えよう！

1 肖像権

(1) 意義

自らの容貌や姿態をみだりに他人から撮影されたり、録画されたりしない権利のことをいう。この権利は、憲法に明記されている権利ではないが、新しい人権の1つとして憲法13条の幸福追求権に含まれる。

(2) 制約

警察官が正当な理由もないのに、個人の容貌等を撮影することは、憲法13条の趣旨に反し許されないが、公共の福祉のために必要がある場合には、その自由も相当の制限を受ける（最大判昭44.12.24）。

2 防犯カメラを設置して撮影・録画することの適否

(1) 犯人の同一性確認のためのビデオ撮影

具体的な状況の下、捜査目的を達成するため、必要な範囲において、かつ、公共の場所における撮影など相当な方法によって行われたものであれば、撮影を行う合理的な理由があるため、適法である（最決平20.4.15）。

(2) 犯罪防止のためのビデオ撮影

犯罪が発生する相当程度の蓋然性^{がいぜんせい}が認められる場合に、あらかじめ証拠保全の手段・方法をとっておく必要性及び緊急性があれば、道路や公共施設等の公開された場所に防犯カメラを設置することは相当な方法といえるため、現に犯罪が行われる以前から、犯罪の発生が予測される場所を継続的・自動的に撮

影・録画することも適法である（東京高判昭63.4.1）。

3 防犯カメラ映像を犯罪捜査に利用することの適否

撮影・録画された画像を捜査活動に利用することができれば、迅速な犯人検挙につながり、犯罪の抑止効果も期待できる。

したがって、前掲の判例の事案、その判断基準を参考にしながら、画像の使用目的・方法を検討し、具体的な事情のもと、相当な方法で、合理的な理由があると認められる場合には、個人の肖像権を不当に侵害することにはならず、防犯カメラ画像を捜査に活用することができる。